平成２６年（フ）第１２１号
三重県津市大谷町35番地13、前住所三重県津市野田21番地129
破産者　黒岩　健一
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８７号
三重県津市大谷町97番地92
破産者　倉田　祐樹
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６２７号
兵庫県尼崎市西難波町５丁目２番５号
破産者　有限会社インテリアウエダ
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４３号
和歌山県新宮市大橋通３丁目１番地の１
破産者　有限会社ユタカ商会
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４１号
愛媛県八幡浜市郷１番耕地12番地１
破産者　ウェルプラン株式会社
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１７１号
北九州市八幡西区幸神３丁目９番41号
破産者　有田　澄子
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３２７号
北九州市戸畑区一枝１丁目７番９―142号
破産者　樫本　博幸
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６５３号
北九州市八幡西区三ケ森３丁目12番１号　２Ｆ１号
破産者　小坪　　恵
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３１８号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字西沖ノ目４番地22
破産者　元村　慶吉
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４８号
秋田県湯沢市深堀字鎌切126番地１　パレット510―Ａ号室
破産者　細谷　　覚
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第４９号
秋田県湯沢市深堀字鎌切126番地１　パレット510―Ａ号室
破産者　細谷　朋子
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第９２号
山形県寒河江市栄町５番１号
破産者　佐**藤**　秀康
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３２号
山形県村山市楯岡荒町２丁目６番30号
破産者　工藤　光義
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７９号
山形県米沢市万世町牛森4841番地の１
破産者　佐藤　長二
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１０６号
山形県米沢市通町２丁目13番７号
破産者　佐藤　美枝
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第５２８号
川崎市宮前区初山１丁目21番３号　スターライツ202
破産者　石須　　仁
成年後見人　石須　恒子
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３２４号
愛知県瀬戸市東菱野町116番地の１　レクサス205、住民票上の住所愛知県瀬戸市高根町２丁目90番地
破産者　**袈**圭一こと　加利部敏弘
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７６９号
名古屋市中村区北畑町１―44　第一都築寮307号室
破産者　山岸　正広
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９５７号
名古屋市中村区稲上町３丁目14番地　ウェルネス２―305号
破産者　ミントハウスこと　堀江　年春
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部